

木津小学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

(名称と事務局)

第 1 条 この会は、木津小学校PTA(以下「本会」という)といい、事務局を木津小学校内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、学校教育の向上充実と、児童の福祉を増進し、併せて会員相互の親睦と教養を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との緊密な連絡に関する事。
- (2) 児童の健全な成長に関する事。
- (3) 児童の校外指導に関する事。
- (4) 教育環境の整備に関する事。
- (5) 社会教育の振興に関する事。
- (6) 学校行事の協力に関する事。
- (7) 他団体との協力に関する事。
- (8) その他目的達成に関する事。

第 2 章 組 織

(組織の構成)

第 4 条 本会は、木津小学校に在籍する保護者及び学校長、教職員で組織する。

第 3 章 機 関

(機関)

第 5 条 本会に次の機関をおく。

総会・本部役員会・学級委員会・地域委員会・ボランティアセンター

(会議の成立と議決)

第 6 条 会議は、総会を除き、3 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。

(総会)

第 7 条 総会は、本会の最高議決機関で、全会員を以て構成する。

2 定期総会は年 1 回とし、年度初めに会長が招集する。

3 総会は、会員の 3 分の 1 (委任状を含む) 以上の出席により成立するものとする。

4 臨時総会は、会員の 10 分の 1 以上の要求があったとき、または本部役員会が必要と認めたとき開くことができる。

5 総会の議長は、本部役員・学級委員・地域委員以外から選出する。

6 総会の議案は、5 日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の決議事項)

第 8 条 次の事項は、総会で決めなければならない。

- (1) 予算と決算
- (2) 事業計画と事業報告
- (3) 団体への加入と脱退
- (4) 資産の処分
- (5) その他必要と認めた重要な事項

(本部役員会)

第 9 条 本部役員で構成し、会長が招集する。総会及び本部役員会での決議を執行し、緊急事項を処理する。

- 2 本部役員会の議長は、会長があたる。
- 3 本部役員は、会員のボランティア活動を統括するボランティアセンターの運営にあたる。

(学級委員会)

第 10 条 各学年の学級委員で構成し、会長が招集する。総会及び本部役員会での決議を執行し、緊急事項を処理する。

- 2 学級委員会の議長は、本部役員庶務があたる。

(地域委員会)

第 11 条 地域委員で構成し、会長が招集する。総会及び本部役員会での決議を執行し、緊急事項を処理する。

- 2 地域委員会の議長は、本部役員庶務があたる。

(役員・委員合同会議)

第 12 条 本部役員・学級委員・地域委員で構成し、会長が必要に応じて招集する。総会及び本部役員会での決議を執行し、緊急事項を処理する。

- 2 合同会議の議長は、本部役員庶務があたる。

(ボランティアセンター)

第 13 条 会員のボランティア活動を円滑に運営するためにボランティアセンターを置く。

- 2 ボランティアセンターは、本部役員会が統括する。
- 3 ボランティアセンターは、ボランティアの募集等ボランティア活動に必要な業務を行う。
- 4 会員は、第 2 条の趣旨に則り、ボランティア活動に努めるものとする。

(特別委員会)

第 14 条 総会または本部役員会が認めたときは、特別委員会を設けることができる。

第 4 章 会員

(権利と義務)

第 15 条 会員は、次の権利と義務をもつ。

- (1) 学級委員及び本部役員を選出し、選出されてこれに就任すること。
- (2) この会則に定める会員としての均等の取扱いを受けること。
- (3) 会費を納入すること。

第5章 本部役員と会計監査員

(本部役員と会計監査員)

第16条 本部に次の本部役員及び会計監査員をおく。

- (1) 本部役員
会 長…1名
副会長…2名
庶 務…3名(内1名は教職員代表)
会 計…2名(内1名は教職員代表)
- (2) 会計監査員…2名

(本部役員及び会計監査員の任務)

第17条 本部役員及び会計監査員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に不都合があるときは、その職務を代行する。
なお、副会長は、相楽地方PTA連絡協議会の家庭教育委員、人権教育委員となる。
- (3) 庶務は庶務事項を担当し、会議録を作成し、また、会合の通知をする。
なお、1名は、選挙管理事務を担当する。
- (4) 会計は、会計事務を処理する。
- (5) 会計監査員は、会計を監査する。

(本部役員及び会計監査員の選出)

第18条 本部役員の選出に関する規定は、別に定める。

- 2 庶務、会計の教職員代表者は、教職員の互選とする。
- 3 会計監査員は、総会で会員の中から選出する。

(本部役員及び会計監査員の任期)

第19条 本部役員及び会計監査員の任期はすべて1年間とし、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し再任は妨げないが、会長については通算2年を限度とする。

第6章 委員

(委員)

第20条 本会に次の委員をおく。

- 学級委員
- 地域委員

(委員及び委員長・副委員長)

第21条 本会に次の委員会をおき、それぞれ委員長、副委員長をおく。

学級委員会

- ア 各学年学級会員の互選により、正副学級委員長を選出する。
- イ 学級委員は、各学級相互の連絡調整につとめ、学級担任と連携し、よりよい学級運営にあたる。
- ウ 学級委員は、学年主任・学級担任と相談し、児童の円満な成長を図るため、必要に応じて会員相互の研修と親睦を企画する。

エ 委員会の招集は、委員長が行う。但し、その旨を本部役員会に連絡するものとする。

地域委員会

ア 地域担当の教職員と協力し合って、地域児童の指導及び通学安全等につとめる。

イ 委員長及び副委員長は、委員の互選による。委員会の招集は委員長が行う。但し、その旨を本部役員会に連絡するものとする。

(委員長及び委員の選出及び任期)

第 22 条 各委員長、副委員長及び委員の選出に関わる規定は別に定める。

各委員長、副委員長及び委員の任期は、すべて 1 年とし、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

2 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

3 次期委員が就任するまでは、前任者が代行する。

第 7 章 会 計

(収入)

第 23 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他である。

2 会費の額は、総会で決める。(1 家庭月額 300 円)

(特別会計)

第 24 条 総会または本部役員会が必要と認めるときは、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計帳簿)

第 26 条 本会に次の会計帳簿を備える。

- (1) 現金出納簿
- (2) 予算経理簿
- (3) 収支証拠書類

第 8 章 会計監査

(会計監査)

第 27 条 会計監査員は、一切の会計に係る出納に関し、毎年 1 回、期日を決めて監査し、総会に報告する。

但し、総会または本部役員会が監査を要求したときは、臨時に監査を行わなければならない。

第 9 章 雑 則

(閲覧)

第 28 条 会員は、いつでも会計帳簿、会議録、その他会に関する帳簿を閲覧することができる。

付 則

(会則の改正)

第 29 条 この会則は、総会で出席者の過半数の同意を得なければ変更することができない。

(会則の発効)

第 30 条 この会則は、昭和 40 年 3 月 5 日から施行する。

2 この会則は、昭和 54 年 2 月 20 日から施行し、なお改正前の会則は、従前の例により適用する。

3 この会則は、昭和 57 年 2 月 9 日から施行する。但し、第 17 条と第 20 条については、昭和 56 年度より適用する。

4 この会則は、平成元年 1 月 19 日より適用する。

5 この会則は、平成 5 年 5 月 11 日より適用する。

6 この会則は、平成 11 年 11 月 22 日より適用する。

7 この会則は、平成 13 年 5 月 17 日より適用する。

8 この会則は、平成 14 年 11 月 29 日より適用する。

9 この会則は、平成 21 年 5 月 22 日より適用する。

10 この会則は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。